

崇元寺遺構ジオラマ制作業務に係る制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び、那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



## 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名：崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務
- (2) 履行場所：那覇市泊1-9-1 崇元寺公園内
- (3) 履行期間：着手の日から令和5年2月28日
- (4) 業務概要：立体模型（ジオラマ）制作業務
- (5) 予定価格：非公開
- (6) 入札方法：紙入札により実施する。
- (7) 資格審査：競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

## 2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者、またはその者を代理人、支配人、その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当する者を除く。）
- (5) 国税及び市税に滞納がないこと。
- (6) 那覇市に本店、または支店、営業所等があること。
- (7) 過去に国指定文化財等の公開活用を図る目的で、文化財の複製品及び屋外模型の制作、または住居跡等の遺構の復元設計に関する業務を受注し、沖縄県内の公共の博物館、資料館、埋蔵文化財センター、官公庁のいずれかに納めた実績があること。
- (8) 代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）に該当しておらず、または関係していないこ

と。(下請け業者も同様とする。)

### 3 業務委託仕様書等の配布期間及び配布方法

入札に参加を希望する者は、業務委託仕様書等をダウンロードすること。

- (1) 配布期間：令和4年9月26日(月)～令和4年9月30日(金)

※上記期間を過ぎると、仕様書等の閲覧はできませんので、ご注意ください。

※パソコントラブル等によりダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。

※入札説明会は実施しません。

- (2) 担当窓口：那覇市 市民文化部 文化財課(那覇市役所本庁舎10階)

電話番号 098-917-3501 担当者：外間・親川

### 4 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問書提出期間：令和4年9月26日(月)～令和4年9月30日(金)

午前8時30分～午後5時15分

- (2) 提出方法：「質問書」を文化財課へ電子メールで送信するとともに電話にて連絡すること。なお、質問がなければ提出不要です。

メールアドレス：[C-BUNKAZAI001@city.naha.lg.jp](mailto:C-BUNKAZAI001@city.naha.lg.jp)

- (3) 回答期限：令和4年10月4日(火)

- (4) 回答方法：那覇市市民文化部文化財課ホームページ・「入札・企画提案の公告」ページに掲載する。

### 5 入札及び開札日程

- (1) 日 時：令和4年10月7日(金) 11時00分

- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎10階 会議室1002B

### 6 入札方法等

- (1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第4号の規定に基づき免除する。

- (2) 入札

① 入札参加者は、入札書(第3号様式)に必要事項を記入し、記名押印するものとする。

また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札書は持参により提出すること。

③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状(第4号様式)を持参し、当該入札の執行前に提出すること。

④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状(第4号様式)の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

### (4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 連合その他不正の行為があった入札

### (5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

## 7 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 落札者の決定方法等

### (1) 落札候補者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者(以下「落札候補者」という。)を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札

参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

提出期限：令和4年10月11日(火) 17時

提出方法：文化財課まで持参すること。

#### 10 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日：令和4年10月12日(水)

#### 11 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合は、その落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金：免除する
- (3) 前 払 い：適用なし
- (4) 部分払い：適用なし

#### 12 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は那覇市文化財課ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者の無断で使用しない。
- (6) 提出された資格審査書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

#### 13 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号(本庁舎10階)

那覇市 市民文化部 文化財課 文化財グループ 担当：外間・親川

TEL：098-917-3501 FAX：098-917-3523